

基勞補発0114第3号

平成26年1月14日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事 山部 久雄 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、傘下の労災病院等に対する周知につきまして、特段の御配意をお願いいたします。

基勞補発0114第2号

平成26年1月14日

公益社団法人日本医師会
常任理事 藤川 謙二 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして、特段の御配意をお願いいたします。

基勞補発 0114 第 1 号
平成 26 年 1 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、平成 26 年 1 月 14 日付け基発 0114 第 1 号（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 改定の趣旨について

平成 25 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 1 号「「労災レセプト電算処理システム」の全国稼働の実施について」により、平成 26 年 1 月 14 日から労災レセプト電算処理システムの全国稼働が実施されたことから、これまで同システムの試験稼働を実施する一部の都県労働局管内の医療機関に限られていた労災電子化加算の算定について、全国で算定できることとしたものである。

2 運用に当たっての留意事項について

- (1) 労災電子化加算は、医療機関による診療費の電子レセプト請求のみを対象とするものであり、薬局による薬剤費請求内訳書（薬剤費レセプト）は対象外であること。
- (2) 労災電子化加算の対象となる電子レセプト請求は、初診、再診の別を問わないこと。
- (3) 労災電子化加算の対象となる電子レセプト請求は、平成 26 年 2 月以降に労災診療費の請求がなされた分（労災レセプト電算処理システムの試験稼働を実施した群馬労働局、東京労働局及び神奈川労働局の管内の医療機関にあつ

ては平成25年10月以降に労災診療費の請求がなされた分。) とすること。

(4) 労災電子化加算の対象となる電子レセプトは、平成25年6月1日以降の診療分であること。

(5) 労災電子化加算は時限の措置であり、措置期間は、平成28年3月診療分までが予定されていること。

3 周知

労災電子化加算については、都道府県医師会及び管下の労災保険指定医療機関に対し、別紙のリーフレットを送付する等により、適切に周知を行うこと。

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合、

「労災電子化加算」を算定できます

労災レセプト電算処理システムの全国稼働により、平成26年2月から、全国で電子レセプトによる労災診療費の請求が出来ることになりました。

この全国稼働にあわせて、電子レセプト請求の促進を図るため、全国の医療機関において「労災電子化加算」の算定が可能となりました。

点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、**電子レセプト1件につき3点**が算定できます（初診・再診を問いません）。

対象となる期間

平成26年2月以降の請求分から「労災電子化加算」が算定できます。

- ※ 「労災電子化加算」の算定は、平成28年3月診療分までとなる予定です。
- ※ 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。
- ※ 労災レセプト電算処理システムの試験稼働を行っていた群馬、東京及び神奈川の各労働局管内の医療機関においては、平成25年10月以降の請求分から「労災電子化加算」の算定が可能となっています。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となります。届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム  検索

電子レセプトによる請求の積極的なご利用をお願いいたします。